その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が平成二十八年一月一日以後令和五年一月一日前になされたもの（第九号に掲げるものを除く。）

定するタイプＩＡの飛行記録装置（方向舵ペダルの操作量又は方向舵の変位量（方向舵の変位量が方向舵ペダルに反映されない航空機にあつては、方向舵ペダルの操作量及び方向舵の変位量）、操縦桿の操作量又は昇降舵の変位量（昇降舵の変位量が操縦桿に反映されない航空機にあつては、操縦桿の操作量及び昇降舵の変位量）及び操縦輪の操作量又は補助翼の変位量（補助翼の変位量が操縦輪に反映されない航空機にあつては、操縦輪の操作量及び補助翼の変位量）を〇・一二五秒以下の間隔で記録し、かつ、航空運送事業の用に供する航空機にあつては、垂直加速度、横加速度及び縦加速度を〇・〇六二五秒以下の間隔で記録することができるものに限る。以下この表において単に「タイプＩＡの飛行記録装置」という。）	八　最大離陸重量が二万七千キログラムを超えるものであつて、最初の耐空証明等が令和四年一月一日以後になされ、かつ、その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が平成二十八年一月一日前になされたもの
二　連続した最新の二時間以上の音声を記録することができる操縦室用音声記録装置	一　旧タイプＩＡの飛行記録装置
三　次に掲げるものにあつては、操縦室用音声記録装置が音声を記録することができる時間と同じ時間のデータリンク通信の内容を記録することができる装置	二　航空運送事業の用に供するものにあつては連続した最新の二十五時間以上、航空運送事業の用に供するもの以外のものにあつては連続した最新の二時間以上の音声を記録することができる操縦室用音声記録装置
イ　最初の耐空証明等が平成三十年六月一日前になされ、かつ、データリンク通信を行うために平成三十年六月一日以後に改造をするもの	三　データリンク通信を行うものにあつては、操縦室用音声記録装置が音声を記録することができる時間と同じ時間のデータリンク通信の内容を記録することができる装置
ロ　最初の耐空証明等が平成三十年六月一日以後になされ、かつ、データリンク通信を行うもの	

設計について最初の型式証明等の申請の受理等が平成二十八年一月一日以後になされたもの

定するタイプＩＡの飛行記録装置（方向舵ペダルの操作量又は方向舵の変位量（方向舵の変位量が方向舵ペダルに反映されない航空機にあつては、方向舵ペダルの操作量及び方向舵の変位量）、操縦桿の操作量又は昇降舵の変位量（昇降舵の変位量が操縦桿に反映されない航空機にあつては、操縦桿の操作量及び昇降舵の変位量）及び操縦輪の操作量又は補助翼の変位量（補助翼の変位量が操縦輪に反映されない航空機にあつては、操縦輪の操作量及び補助翼の変位量）を〇・一二五秒以下の間隔で記録し、かつ、航空運送事業の用に供する航空機にあつては、垂直加速度、横加速度及び縦加速度を〇・〇六二五秒以下の間隔で記録することができるものに限る。）	
二　連続した最新の二時間以上の音声を記録することができる操縦室用音声記録装置	
三　最初の耐空証明等が平成三十年六月一日以後になされ、かつ、データリンク通信を行うものにあつては、操縦室用音声記録装置が音声を記録することができる時間と同じ時間のデータリンク通信の内容を記録することができる装置	